

# 令和2年4月1日から 下水道使用料を改定します

## 木曾岬町の下水道事業の経営状況は？

### 支出は増加傾向

- 物価の上昇
- 老朽化に伴う下水道施設のメンテナンス費用の増加 など

### 収入は減少傾向

- 人口減少に伴う下水道使用者の減少
- 節水型便器の普及による処理水量の減少 など

このまま  
下水道使用料  
の見直しを行  
わないと・・・



下水道の経営状況は、今後ますます悪化していく見込みであり、  
下水道使用料の改定について検討を行うこととなりました。

## 下水道使用料等検討委員会にて・・・

下水道使用料の改定についてご審議いただくため、令和元年7月に町長から「木曾岬町下水道使用料等検討委員会」に対して諮問を行い、計5回に及ぶ検討・審議を重ねていただき、令和元年11月に答申を受けました。



この答申を基に令和元年12月の町議会定例会に「下水道使用料の改定条例」（木曾岬町下水道条例の一部を改正する条例）を上程し、承認をいただきましたので、令和2年4月1日より下水道使用料を改定させていただくこととなりました。

皆さまにはご負担をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

ご確認ください

◆ 改定内容については裏面をご覧ください。

## 新しい下水道使用料について

### 【一般家庭の場合】

- 使用水量区分をこれまでの4区分から5区分に細分化します。
- 消費税を内税方式から外税方式に変更します。

現行

改定後

下水道使用料（1箇月につき）（内税）		
	使用水量	使用料
基本使用料	10m <sup>3</sup> まで	800円
超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)	10m <sup>3</sup> を超え 40m <sup>3</sup> 以下	80円
	40m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> 以下	90円
	100m <sup>3</sup> を超え 500m <sup>3</sup> 以下	100円
	500m <sup>3</sup> を 超えるもの	120円

下水道使用料（1箇月につき）（外税）		
	使用水量	使用料
基本使用料	10m <sup>3</sup> まで	900円
超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)	10m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> 以下	92円
	20m <sup>3</sup> を超え 40m <sup>3</sup> 以下	110円
	40m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> 以下	120円
	100m <sup>3</sup> を超え 500m <sup>3</sup> 以下	150円
	500m <sup>3</sup> を 超えるもの	180円

### 【法人等の場合】

- 一般家庭の料金と同様に消費税は内税方式から外税方式に変更します。
- 改定後の料金を税抜2,900円/1口（税込3,190円/1口）とします。

現行

改定後

基本使用料（1箇月につき）  
3,120円/1口（内税）

基本使用料（1箇月につき）  
2,900円/1口（外税）  
※税込3,190円/1口

口数の算定は建築物の用途等により異なります。  
算定方法の詳細につきましては、木曾岬町役場建設課まで問い合わせてください。

ご確認ください

- ◆ 今後の広報紙でも、改定の内容（改定に至る経緯や新料金の具体的な適用時期など）を随時周知を行っていきます。
- ◆ 町ホームページでも詳しく紹介していく予定です。